

人権問題Web講演会

インターネットと人権

約40分のWeb講演会です。動画配信期間内は時間を問わずご視聴いただけます。

情報社会と人権 メディアと上手につきあうために



今度 珠美さん

配信期間

R3年12月 4日(土) 9:00~
12月17日(金)17:00

講師

いまだ たまみ

今度 珠美さん

鳥取県情報モラルエドゥケーター
法務省人権擁護委員

主な内容

- 情報社会で新たに生み出される差別
新型コロナウイルスと差別・偏見
- SNSとのつきあい方
- 不適切投稿の影響と抑止方法について
- ネット人権侵害で困ったときは

この講演会は無料でご視聴いただけますが、通信料は視聴される方の負担となります。

お申し込みは
Webで!

〔申込期間〕11月4日(木)~12月16日(木)

右のQRコードから、申込みフォームへお進みください
登録されたメールアドレスに、動画URLをメールします

〔問合せ先〕鳥取県人権同和対策課 人権啓発推進センター
TEL 0852-22-6051



※人権啓発推進センターのホームページからでも申込みフォームに入れます

主催:鳥取県、鳥取県人権啓発活動ネットワーク協議会(松江地方法務局・鳥取県・鳥取県人権擁護委員連合会)

人権週間(12月4日～12月10日)

12月10日は国際連合が定める「人権デー」です。

日本では、世界人権宣言が採択された翌年の昭和24年から毎年12月10日を最終日とする1週間(12月4日から10日まで)を「人権週間」と定め、世界人権宣言の意義を訴えとともに人権尊重思想の普及高揚に努めています。

島根県人権啓発活動ネットワーク協議会(松江地方法務局、島根県、島根県人権擁護委員連合会)では、「人権週間」に併せて、人権尊重に向けた啓発活動や展示などの事業を行います。

【主な事業】

- ・12月4日(土)～12月17日(金)
人権問題Web講演会「インターネットと人権」の配信
- ・12月19日(日) 島根スサノオマジック協賛試合(松江市総合体育館)
試合会場で啓発活動、展示、啓発グッズのプレゼント
- ・11月26日(金)～12月 9日(木) 島根県庁ロビー
- ・12月 4日(土)～12月10日(金) 島根県浜田合同庁舎、浜田市立中央図書館
各会場で展示を実施
- ・12月7日(火)10:00～11:00 ゆめタウン浜田
啓発チラシ、啓発グッズの配付
- ・11月26日(金)～12月17日(金)
松江又は浜田の人権啓発推進センターで図書やDVD等を借りた方に、啓発グッズをプレゼント
(開館時間 平日 8:30～17:15)

詳細は、島根県のホームページや新聞紙上でお知らせします。
また、電話でのお問い合わせは、次の番号までお願いします。

人権啓発推進センター 0852-22-6051 (松江市殿町128 県庁東庁舎1階)
西部人権啓発推進センター 0855-29-5503 (浜田市片庭町254 県浜田合同庁舎1階)

公開講演会

インターネットと部落問題

講師 下吉 真二 さん

倉吉市人権文化センター 所長

「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されて5年が経とうとしています。しかしインターネット上で、不当な差別的取扱いを助長・誘発する目的で特定の地域を同和地区であると指摘する事案や同和地区を記載しているとする書籍を販売しようとするなどの悪質な行為が発生しています。こうしたネットを通じて個人情報などが公開されるなどの差別や人権侵害につながる危険性や、一人ひとりが正しく知り、理解することの大切さについてお話をさせていただきます。

【日時】 令和4年1月28日(金) 10:00～11:40

【場所】 出雲合同庁舎 702、703会議室(定員100人)

出雲市大津町1139

島根県人権啓発推進センター(担当:仲西)

〒690-8501 松江市殿町1番地

TEL 0852-22-6008 FAX 0852-22-9674

E-mail: nakanishi-takashi@pref.shimane.lg.jp

○裏面の「新型コロナウイルス感染症予防対策について」をお読みいただき、感染症予防について御協力ください。

○参加をご希望の方は、電話、Fax、E-mailでお知らせください。

○定員100人を超えた場合は、地域中核指導者を優先し、抽選で受講者を決定します。

締切

1月19日(水)
まで

FAX送信に
ご利用ください
(添書不要)

公開講演会 参加申し込み

- ◇お名前〔 _____ 〕 ◇市町村名〔 _____ 〕
◇所属(差し支えなければご記入ください)〔 _____ 〕
◇連絡先(電話番号等)〔 _____ 〕

※研修会場で感染症発症の疑いが生じた場合、保健所などの医療機関への情報提供や、連絡をするために使用するので、連絡先を必ず御記入ください。個人情報は厳重に管理します。

※新型コロナウイルス感染症に係る情勢によっては、日程等変更又は中止する場合があります。その際は、別途連絡いたします。

新型コロナウイルス感染症の予防対策について

鳥根県人権啓発推進センター

人権啓発推進センターが主催する研修会・講座等では、以下のとおり感染予防の対策を取り、安全に気をつけて実施します。御不便をおかけしますが、御協力をお願いします。

(1) 参加人数の制限

①それぞれの研修会場に設定されています収容定員の50パーセントを超えることがないよう、参加人数を制限します。

(2) 参加者名簿の取扱い

①研修会場で新型コロナウイルス感染症の発症の疑いが生じた場合、保健所など医療機関への情報提供や、濃厚接触者と疑われる場合の連絡に、参加者名簿を使用することがあります。

②お預かりした個人情報は、鳥根県個人情報保護条例に基づき、厳重に管理します。

(3) 参加者の健康管理

①参加者は、検温をしてから参加してください。発熱(37.5度以上)や咳などの症状がある方、体調不良の方は、研修への参加を御遠慮ください。

②受付時に、非接触型の検温計で参加者の体温を測らせていただく場合があります。37.5度以上体温があった方は、原則として研修への参加を御遠慮いただきますようお願いいたします。

③研修中に体調が悪くなられた方は、申し出ていただき、以後の参加は御遠慮ください。

④研修会終了後体調が悪くなられた場合は、必ず研修担当者まで連絡してください。

⑤スマートフォンをお持ちの方は、国が提供している新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCoA)の使用についてご検討ください。

(4) 受付

①原則として、受付はセルフで行います。各自で参加者名簿に○をつけてください。不明な点等あれば、担当まで声をかけてください。

②3密を防ぐよう、間を空けてお待ちください。

(5) 3密を防ぐ座席配置

①可能な限り、前後左右に間を空けた座席配置をします。指定された場所に着席してください。

②グループワーク等をする場合も、できるだけ間を空けた座席配置になるようにします。担当の指示に従って座席移動をお願いします。

(6) マスク等の着用

①参加者は、マスク、フェイスシールド等を着用し、感染予防対策をしてください。(忘れた場合は、予備マスクをお渡しします。)

②講師も、マスク、フェイスシールド等を着用して話します。聴覚障がい等で、不都合がある場合は、担当までお知らせください。

(7) 手洗い・消毒の実施

①入口に消毒液を置きます。必ず手の消毒をしてから入室してください。

②トイレの後、昼食の前など、こまめな手洗い・消毒に心がけてください。

(8) 物品・設備等の消毒

①皆が触るようなところ(ドアノブ、消毒液のポンプ等)は、定期的に消毒を行います。

(9) 換気

①定期的に窓や入口ドアを開け、換気を行います。

(10) 食事

①会場で食事を取られる場合は、人との間を空ける、向かい合わないなど、3密を防ぐようにしてください。

②飲食に伴うゴミは、各自お持ち帰りください。

③外で食事を取られた場合、帰ってきたときの手洗い・消毒を必ず行ってください。

